

## 第5章 広域景観形成のための実践的方策

第4章の基本的な方向性を実現するため、必要と考えられる方策及びその規制・誘導方法については、下記のとおりである。

なお、広域景観形成についても、我が国で初めての景観についての総合的な法律である景観法を活用した取り組みを中心に検討する。

### 1 基本的方向性を実現するため必要と考えられる方策

#### (1) 基本的方向性1 「代表的な視点場等からの海岸景観，眺望の保全と調和を図る」に関する方策

##### 必要と考えられる主な方策等

必要と考えられる方策	景観法等を活用した規制手法等	主な関連事業等
視点場までのスムーズなアクセスを確保する案内標識等の整備	・景観計画において「視点場への案内標識等の方針」を設定	・関係部局との調整 (観光計画，サイン計画等との調整)
視点場及び周辺の維持管理への住民参加	・景観計画において「住民参加等による環境美化活動の方針」を設定	・住民参加・ボランティア活動による環境美化活動の推進 ・活動団体等の功績を称える顕彰制度の活用
景観マネジメントの作成	・景観計画において「樹林地管理の方針」を設定  ・計画的な樹林地・樹木の間伐・択伐対策 等	・関係部局との調整 (公園緑地，自然保護等の関係部局との調整)

#### 1) 視点場までのスムーズなアクセスを確保する案内標識等の整備

県北海岸地域の代表的な視点場は、その多くが都市公園・緑地や美術館として整備され、海岸景観や潮騒等が楽しめる市民や観光客の憩いの場、観光拠点となっている。

これらの主な視点場へのスムーズなアクセスを確保し、多くの人々に海岸景観を楽しんでもらうためには、観光計画や地域活性化計画等との調整を図りながら周辺の自然環境や景観に配慮した総合案内板、案内標識等の整備を推進する。



統一されたサイン計画  
統一デザインによる誘導サイン( 国立公園  
仕様の意匠デザイン)

## 2) 視点場及び周辺の維持管理への住民参加

代表的な視点場は既に公園緑地等の環境整備が行われており、これらの視点場及び周辺の地域のイメージアップや観光地にふさわしい維持管理が重要となる。

そのため、施設管理者による定期的な維持管理に加え、住民自らが憩いの場の管理や地域を挙げて良好な景観資源を保全、活用するといった意識を高め、海岸景観等の環境美化活動に参加するための方策を検討する必要がある。

景観計画の策定においては、これまでの市民活動実績を踏まえ、市民や企業・事業所、小中学校、ボランティア団体等と連携した景観まちづくりや地域づくりへの取り組み、普及啓発の方策、功績のあった個人・団体等を称える顕彰制度などソフト面での基本方針を定め、実践的な取り組みに結びつける必要がある。

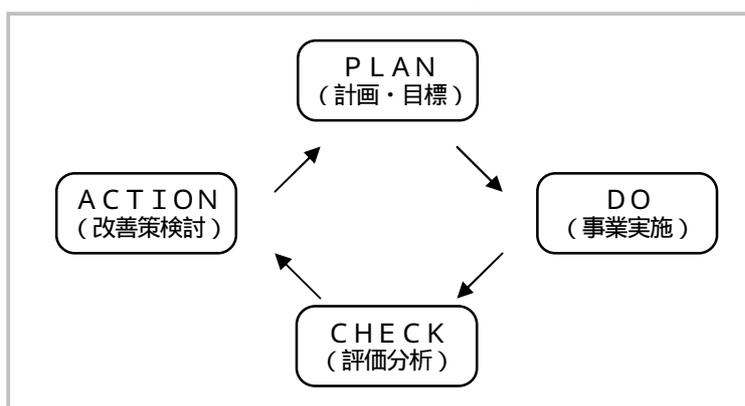
### 3) 景観マネジメントの視点

これまで地域が育んできた自然景観や歴史・文化的な景観形成の保全や都市景観等の整備にあたっては、これらの景観形成の過程や地域の人々の景観に対する意識や行動、様々な主体との連携・協力を図りながら、これまでの取り組み実績やノウハウを活かし、地域の実情に応じた景観マネジメントの考え方を検討する必要がある。

また、「景観まちづくりの手引き」(茨城県都市計画課 H18.3)において、どのようにすれば良好な景観を形成できるのか、その基本姿勢やメリットなどについて解説している。

行政と地域が連携・協力した景観形成の取り組みについては、ハード及びソフト面での事業の計画段階から事業実施段階において市民参加を促し、それらの事業成果を総合的に評価し、課題や改善の余地がある事項については、課題や問題点を教訓に次の事業展開に反映し、良好な景観形成に結びつけていくマネジメントシステム(PDCAサイクル)の考え方を導入することも効果的である。

マネジメントシステム：PDCAのサイクル



(2) 基本的方向性2 「花園花貫県立自然公園としての品格を高める」に関する方策

必要と考えられる主な方策等

必要と考えられる方策	景観法等を活用した規制手法等	主な関連事業等
自然公園，海岸，都市公園・風致地区等の関連部局との連携・協力	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総合的な景観施策の展開</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県自然公園条例との調整</li> <li>・自然公園法に基づく行為許可における特例措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部局との調整（特に，自然公園関係部局との調整）</li> </ul>
眺望景観を損なう屋外広告物の規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県屋外広告物条例による規制・誘導</li> <li>・景観行政団体独自の屋外広告物条例の制定等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県まちの違反広告物追放推進制度</li> <li>・違反広告物追放推進連絡協議会の活動</li> <li>・屋外広告物適正表示推進月間との連携 など</li> </ul>
調和のとれた沿道景観の形成	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「景観重要公共施設」の指定</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要公共施設の占用等の基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要公共施設の手引き（案）（国交省 H18.3）の活用</li> <li>・景観形成総合支援事業</li> <li>・歴史的環境形成総合支援事業 など</li> </ul>

1) 総合的な景観施策の展開

県では，茨城県立自然公園条例に基づき，地域の自然環境の実情に応じて保護や利用のための規制，施設に関する計画を策定し，規定の行為に関し，許可制度及び届出制度によって，自然環境や風致の保護に取り組んでいる。

自然公園区域に位置する海岸景観の保全・活用にあたっては，県及び3市が連携・協力して，都市計画法や茨城県屋外広告物条例等との調整を図り，建築物や工作物，開発行為等の共通した景観形成基準，屋外広告物のあり方等の他，景観に及ぼす大きな影響について総合的に検討する必要がある。

また，3市が独自に取り組んで大きな成果を挙げている市民や企業，学校等のボランティアによる海岸や渓谷の環境美化活動，公園や街路樹の里親制度等のボランティア活動のノウハウの共有化を図り，景観まちづくりや地域づくりへの積極的な取り組みの推進に活用する。

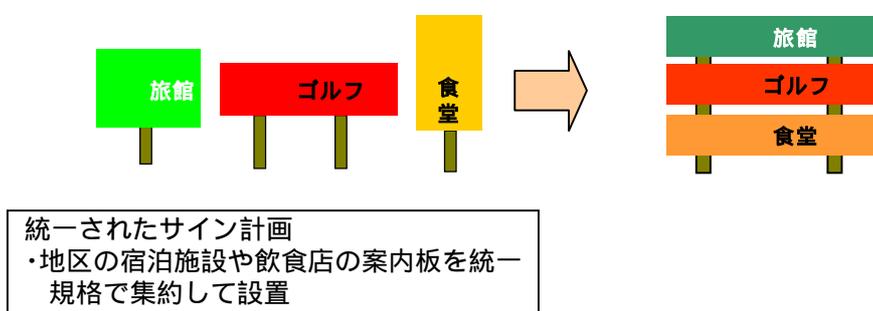
2) 茨城県屋外広告物条例による規制・誘導

県北海岸・渓谷エリアは，美しい海岸景観や渓谷の自然景観を中心に県内有数の観光地を形成しているが，観光地ゆへの観光情報や不動産情報等の違反広告物が主要観光施設や海岸線へのアクセス道路周辺で確認されている。

屋外広告物は、良好な景観形成に大きな影響を与えることから景観計画と連動して規制・誘導を行うため景観計画に位置づける必要がある。

景観行政団体であれば、独自に屋外広告物条例の制定権限を持つことができ、景観行政団体が屋外広告物行政と景観行政を一体的に行うことができる。

関係市が屋外広告物条例を定めることによって、規制する区域を限定した上で、良好な景観形成のために強化すべき規制内容を詳細に設定することができ、具体的には観光地としてのイメージアップと良好な景観形成を推進するために地区を限定し、意匠・形態、色彩等を細かく設定することが可能であり、地域の実情に合わせた創意工夫と自主的な管理が期待される。



#### 禁止地域（茨城県屋外広告物条例 4 条）

下記の地域等については、自家広告物等適用除外となるものを除き、屋外広告物の表示等が禁止される。

#### 茨城県屋外広告物条例における禁止区域

禁止区域	内容
第 1 種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 種低層住居専用地域，第 2 種低層住居専用地域，第 1 種中高層住居専用地域，第 2 種中高層住居専用地域，景観地区，風致地区，伝統的建造物群保存地区等</li> <li>・ 文化財に指定された建造物及びその周囲半径 100m 以内等</li> <li>・ 森林法の保安林として指定された森林の区域</li> <li>・ 自然公園法に基づく国定公園のうち，特別地域の区域</li> <li>・ 北茨城市五浦地区のうち地区計画を定める区域</li> </ul>
第 2 種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路又は線路の沿線の区域のうち，一定の範囲( 第 1 種禁止地域を除く。)</li> <li>・ 信号機又は道路標識の周囲半径 10m 以内の区域 など</li> </ul>

許可地域（茨城県屋外広告物条例6条）

上記以外の地域については、全て条例上の許可地域となるため、一定の許可条件を満たすもののみ表示等が可能である。

例）野立広告：高さ12m（商業地域にあっては15m）以下 など

### 3) 調和のとれた沿道景観の形成

花園花貫県立自然公園の県北海岸や溪谷は、年間を通じて多くの観光客が訪れる県内有数の観光地を形成している。地域を訪れるマイカーや観光バス利用の来訪者にとって、主要幹線道路や海岸、溪谷、主要施設へのアクセス道路から見る沿道景観は、観光地のイメージや魅力を印象づける重要な景観構成要素で、景観形成に果たす役割が大きく、道路空間における各種工作物の建設や沿道の屋外広告物等の行為が景観に及ぼす影響は大きい。

そのため、主要なアクセス道路については、道路管理者との調整を図り景観重要公共施設の指定について検討し、景観形成に配慮した道路標識やガードレール等の整備・道路緑化の推進、屋外広告物の規制・誘導等により調和のとれた沿道景観の形成を推進する。



茨城県天心記念美術館のアプローチ道路  
自然景観への調和した道路線形や街路  
灯、道路緑化等への配慮がなされている

#### 景観重要公共施設の指定（法第47～法第54条）

- ・景観重要公共施設に指定できる、道路、河川、都市公園、自然公園における施設等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の顔となる景観を構成する重要な要素の一つである。

景観法では、こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするため、景観計画に「景観重要公共施設の整備に関する事項」が定められた場合には、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行ふ義務が生じるほか、電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例が適用になる（法第8条（5）ロ、法第48条等）。

また、景観計画に、良好な景観の形成の観点から、道路、河川等の「占用等の許可の基準」を加えることも可能である（法第8条第2項ハ）。

- ・ 景観計画に景観重要公共施設の「景観重要公共施設の整備に関する事項」又は「占用等の許可の基準に関する事項」を定めようとするときは、当該景観重要公共施設の管理者(景観行政団体であるものを除く)と協議し、その同意を得なければならない(法第9条第4項)。



茨城県天心記念美術館  
 景観道路である五浦海岸線から美術館に至るまで、道路と一体となって敷地全体の計画的な環境整備がなされている

景観重要公共施設の指定(法第8条第2項)

景観計画に定める事項	法的な効果	具体的な活用のイメージ
景観重要公共施設の整備に関する事項	公共施設の各管理者は、景観重要建築物の整備を景観計画に即し行う必要が生じる。	各公共施設の計画において、地区の景観特性や将来像に沿って施設単体で考えるのではなく、周辺地域との調和を図り、一体的な整備ができる。 (例) ・ 景観に配慮した道路整備 ・ 歴史的街並みに調和する街路整備 ・ 背景の自然風景を生かす河川整備
	景観計画に位置づけられた景観重要道路については、円滑な交通の確保に該当しない場合でも、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」に指定が可能となる。 (電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例 法第3条規定適用の特例措置)	景観を大事にしたい道路で必要な場合に、電線共同溝整備道路に指定して電線を地中化し、景観をすっきりさせ、街並みや山並みなどを生かす整備ができる。
景観重要公共施設の占用等の許可基準であって、良好な景観の形成に必要な事項	通常の占用等の許可基準に、景観計画に定められた良好な景観の形成の観点からの基準が加わる。	バス停留所、電話ボックス、電線共同溝地上機器等の色彩、意匠等を占用許可の基準に加えることにより、周囲の景観と調和したこれらの設置が可能となる。

(3) 基本的方向性3 「隠れた景観資源の発掘とネットワークの形成を図る」に関する方策

必要と考えられる主な施策等

必要と考えられる方策	景観法等を活用した規制手法等	主な関連事業等
景観上重要な建造物・樹木等の保全・活用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物, 景観重要樹木の指定(景観法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成総合支援事業</li> <li>・歴史的環境形成総合支援事業</li> <li>・重要文化的景観の指定</li> <li>・景観整備機構との連携(景観重要建造物・樹木等の管理等)</li> </ul>
景観に配慮した古道, 旧街道等の道路整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要公共施設(景観重要道路)の指定</li> </ul> <p>(基本的方向性2と同様)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成総合支援事業</li> <li>・歴史的環境形成総合支援事業</li> <li>・景観重要建造物である建築物に係る建築基準法の特例</li> </ul>
歴史的街並みを保存するための建築物等の規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法の行為規制による建築物等の形態意匠等の規制・誘導</li> <li>・景観地区(都市計画法・景観法)</li> <li>・地区計画(都市計画法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録有形文化財</li> <li>・景観重要建造物である建築物に係る建築基準法の特例</li> </ul>

1) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定(法第19条~法第46条)

景観行政団体の長は, 景観計画に定められた景観重要建造物(樹木)の指定の方針に即し, 景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(樹木)を景観重要建造物(樹木)として指定することができる。(法第8条第2項, 法第19条第1項, 法第28条)

指定された場合には, 何人も景観重要建造物の増築, 改築や外観の変更を伴う修繕, 模様替又は色彩の変更などの現状変更について, 景観行政団体の長の許可が必要になる(樹木については, 伐採又は移植)。(法第22条, 法第31条)

高萩市安良川の爺スギの日立市伊師浜のいぶき山イブキ樹叢は国の天然記念物で文化財保護法の規定により, 景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられることから景観重要樹木の規定は適用されない。



高萩市安良川の爺スギ  
樹高約 40m, 幹周り 10m で樹齢 1000  
年と県内最大級の国指定天然記念物



いぶき山イブキ樹叢  
イブキの自然分布北限に位置し, 樹齢 400  
年といわれ, 江戸時代の「常陸帯道中記」  
に紹介されている国指定天然記念物

## 2) 重要な景観木の後継樹対策

日立市駅前から国道 6 号までの平和通りの桜並木 (1951 年植栽) は「日本の桜名所 100 選」に選ばれた桜の名所であるが, 植栽後約 57 年が経過した老木化が進み, 維持管理や植替え等の他, 後継樹対策を検討する必要がある。

高萩市には, 市指定文化財(史跡)である樹齢約 400 年の北宿並木一本松(高さ 16m, 幹周り 2.1m)がある。当時の岩城街道に寛永元年(1789 年)330mにわたって 72 本植えられた最後の 1 本であったが, 今年の夏にマツクイムシの被害で枯死状態にあり, 二代目をマツの復元が考えられる。

例えば, このような貴重な景観重要樹木については, 景観法に基づく景観重要樹木に指定を行うことによって, 日立市にある独立行政法人森林総合研究所林木育種センターが行っている「林木遺伝子銀行 110 番」サービスの活用や連携による後継樹対策を検討することが考えられる。

参考資料：森林総合研究所林木育種センターによる「林木遺伝子銀行110番」サービス

独立行政法人森林総合研究所林木育種センターでは、所有者等の要請により後継樹を増殖する「林木遺伝子銀行110番」のサービスを行っている。

天然記念物や巨樹・銘木、有名木等の樹木が高齢等で衰弱しているなどの理由で、後継クローン苗増殖要請があった場合に、さし木やつぎ木等の方法により後継クローンを増殖し、クローン苗木を返送し、里帰りするサービスを無料で行っている。

また、増殖したクローン苗木は、林木育種センターでも林木遺伝資源として保存するとともに、研究材料として活用する。

連絡先：(独)森林総合研究所林木育種センター 遺伝資源部探索収集課

茨城県日立市十王町伊師 3809-1

電話 0294 - 39 - 7048

#### 林木遺伝子銀行110番里帰りの実績

里帰り 年月日	名称	樹種	所在地	指定等	備考
H19.4.24	田中の一つ松	アカマツ	新潟県新潟市	村指定文化財候補	良寛和尚が愛し和歌にも詠んだ銘木の子供苗を植え継ないだ四代目の松。
H20.6.16	豊栄の松	アカマツ	秋田県大仙市	市指定天然記念物	樹齢300年にも及ぶアカマツの老木で、豊岡小学校の校章としても使用され、学校の松とも呼ばれ地域の人々に親しまれている。樹高19m，幹周り3.94m
H21.6.12	東法田の大アカマツ	アカマツ	山形県最上町	県指定天然記念物	菅家所有で、東法田集落東側の小山の斜面にある。山神様の大松と言われる御神木で、太さはマツ種全体でも日本一の太さを誇っている。 樹齢500～600年，樹高22m，幹周り7.5m
H21.6.18	小堀内の唐笠松	アカマツ	岩手県宮古市	市指定天然記念物	グリーンピア田老内にあり、田老地区では最も古いアカマツで、その形状が唐傘に似ていることから名付けられた。 樹齢約250年，樹高8m，幹周り3.35m
H21.7.3	芦立のシダレアカマツ	アカマツ	岩手県紫波町	町天然記念物	遠山氏所有で、同町紫野の共同墓地にある。アカマツの突然変異種である。岩手県内には同類のシダレアカマツがあるが、その中でもより巨樹である。 樹齢約200年，樹高9.7m，幹周り1.93m

#### 参考資料：3市の代表的な名木

	名称	所在地及び管理者	概要	指定
北茨城市	花園の大杉(三本スギ)	華川町花園 花園神社	樹齢 約500年 H:45m C:7.5m	県指定天然記念物
	花園のコウヤマキ	華川町花園 花園神社	樹齢 約600年 H:30m C:4.5m	県指定天然記念物
	八坂神社のシイ	大津町北町 八坂神社	樹齢 約 年 H: m C: m	市指定天然記念物
高萩市	大塚神社のスギ	大字下君田 大塚神社	樹齢 約500年 H:37m C:6.7m	県指定天然記念物
	大塚神社のモミ	大字下君田 大塚神社	樹齢 約500年 H:35m C:4.7m	県指定天然記念物
	松岩寺のヤマザクラ	下君田 松岩寺	樹齢 約300年 H:25m C:5.6m	県指定天然記念物
日立市	諏訪のヤマザクラ	諏訪町	樹齢 約500年 H:20m C:7.8m	県指定天然記念物
	駒つなぎのイチヨウ	大久保町	樹齢 約550年 H:20m C:5.5m	県指定天然記念物
	御岩山の三本スギ	入四間町	樹齢 約500年 H:60m C:8.4m	県指定天然記念物

(4) 基本的方向性4 「調和のとれた美しい街並み景観をつくる」に関する方策

必要と考えられる主な施策等

必要と考えられる方策	景観法等を活用した規制手法等	主な関連事業等
建築物の高さ,形態・意匠等の規制・誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法の行為規制による建築物等の高さ,形態意匠等の規制・誘導</li> <li>・景観地区(都市計画法・景観法)</li> <li>・地区計画(都市計画法)</li> </ul>	
屋外広告物の規制・誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県屋外広告物条例による規制</li> </ul> <p>(基本的方向性2と同様)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県まちの違反広告物追放推進制度</li> <li>・違反広告物追放推進連絡協議会の活動 など</li> </ul>
景観に配慮した道路整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法の行為規制による建築物等の高さ,形態意匠等の規制・誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成総合支援事業</li> <li>・電線共同溝整備事業</li> <li>・歴史の道総合計画策定事業 など</li> </ul>

1) 景観法による行為規制

景観法上の行為規制：大規模行為等の届出・勧告制

- ・景観計画区域内( )において、次に掲げる行為をしようとする者は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等を景観行政団体の長に届け出なければならない(法第16条 )。

景観行政団体が景観計画を定めることにより、初めて景観法上の行為規制が可能となる。

(届出・勧告の対象行為(法16 ))

(法16 (11))

建築物の建築等 (必須届出対象行為)
工作物の建設等 (必須届出対象行為)
開発行為 (必須届出対象行為)
景観条例で定める行為 (選択届出対象行為)

景観条例により適用除外の設定が可能
・一定の面積以上の建築行為等に限定

- ・景観行政団体の長は、上記 の届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる(法第16条 )。
- ・景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者等に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる(法第17条 )。

景観形成基準の例

		種別	届出対象	景観形成基準概要(規制内容)	
景観計画区域の届出対象行為・景観形成基準	建築物等	高さ	高さ 12m 超又は延床面積 1,000 m <sup>2</sup> 超の新築・増築・改築・大規模改修・色彩変更	・眺望景観の保全	
		配置		・道路・敷地間の距離確保, 植栽等による緑化	
		屋根		・周辺と調和する形態・素材・色彩	
		外壁		・街並みに連続・調和するデザイン, 色彩は高彩度色不使用	
		付帯		屋外施設	・建築物と調和・統一するよう配置・目隠し工夫
				広告物	・建築物・街並みと調和する配置・形態・デザイン
	自動販売機		・街並みと調和する色彩・配置		
	工作物	門・塀・垣・柵	高さ 1m かつ長さ 5m 超	【共通】 ・建築物と調和するデザイン ・高彩度色や周辺環境から突出した色彩を用いない	
		擁壁等	高さ 3m 超		
		機械式駐車場	面積 300 m <sup>2</sup> 超		
	構造物等	街路・照明灯	高さ 3m 超	【個別】 ・駐車場, 貯蔵施設等は外周部の緑化等による修景 ・擁壁は圧迫感等を排除するよう緑化, 素材・形態工夫 道路交通法等の他法令で色彩基準がある場合を除く	
		煙突・高架水槽	高さ 5m 超		
		橋梁・高架道等	延長 10m 超		
	開発行為	宅地・建物	一団の区域で同時期に行う 10 戸を越える新築行為	・道路・敷地間の距離確保, 植栽等による緑化 ・周辺と調和する形態・素材・色彩(高彩度色不使用) ・街並みに連続し調和するデザイン	

(5) 基本的方向性5 「景観形成への意識の醸成」に関する方策

必要と考えられる主な施策等

必要と考えられる方策	景観法等を活用した規制手法等	主な関連事業等
県北海岸の眺望景観のPR促進	・景観協議会の設置(景観法)	・HP等による情報発信 ・県北海岸フォトコンテスト ・陸前浜街道を活用したウォーキングラリー等のイベント など
協働による景観保全活動の推進	・景観整備機構の指定(景観法)	・景観整備機構の活用 ・県北海岸の眺望景観ネットワークづくり(3市活動団体・地域住民・NPO等との連携など) など

1) 景観協議会(法第15条第1項)

景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構( )は、景観協議会を組織することができる。なお、協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重する義務が発生する。

必要と認めるときは、関係行政機関及び観光関係団体等の公益事業者等を加えることも可能。

2) 景観整備機構(法第92条第1項)

景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、以下の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構として指定することができる。

- ・管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- ・景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する公共施設に関する事業等を行うこと等。
- ・上記の事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。
- ・景観農業振興地域整備計画区域内の土地を当該計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行うこと、並びに当該土地についての権利の取得等を行うこと。
- ・良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと など。

## 2 関係市における現在の取り組み状況

良好な広域景観形成を推進していくためには、広域景観の所在地及びその周辺市の連携・協力が不可欠である。県北海岸・溪谷エリアについても、日立市、高萩市及び北茨城市が連携・協力して、広域景観形成に取り組む必要がある。

現在のこれらの市（以下「関係市」という。）の取り組み状況は、下表のとおりである。

### (1) 基本的方向性1 「代表的な視点場等からの海岸景観，眺望の保全と調和を図る」

関係市名	取り組み状況等
北茨城市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度に北茨城市五浦地区景観形成方針を策定し、基本方針の1つに「貴重な緑と丘陵地からの美しい海の眺望を生かす景観づくり」を掲げている。</li> <li>・五浦岬公園で眺望が楽しめる展望広場を整備している。</li> </ul>
高萩市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高戸小浜海岸からささき浜を結ぶ万葉の道は、断崖絶壁の海岸や五浦海岸、いわき方面を眺望できる散歩道と休憩所を兼ねた眺望スペースが整備されている。</li> </ul> <div data-bbox="475 891 890 1189" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="911 891 1374 1055" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>海岸景観が楽しめる断崖の散歩道 約1kmの短い散策コースであるが、 海岸眺望に優れ、眼下のささき浜や 太平洋の眺望が楽しめる。</p> </div>
日立市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊師浜海岸及び鵜の岬一帯は、県の海岸環境整備事業や国民宿舎に優れた視点を形成し、国民宿舎や海岸の散歩道からの眺望に優れ、風光明媚な観光拠点を形成している。</li> </ul>

(2) 基本的方向性2 「花園花貫県立自然公園としての品格を高める」

関係市名	取り組み状況等
北茨城市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民宿組合では、長浜海岸などを中心に清掃活動に取り組んでいる。</li> </ul>
高萩市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富士山や那須連山を望むことができる大パノラマ展望台を土岳中腹に整備し、併設するけやき平キャンプ場と一体となった公園整備を行っている。</li> <li>・ 市民ボランティアや観光協会等が主体となって、来訪者に気持ちよく楽しんでもらえるよう、自然公園の溪流沿いや遊歩道の環境美化活動を実施している。</li> </ul> <div data-bbox="480 573 890 875" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="911 584 1370 689" data-label="Caption"> <p>市民参加の花貫渓谷清掃活動 観光シーズン前の市民ボランティアによる環境美化活動が毎年実施。</p> </div>
日立市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨城百景に選定された小貝浜では、海岸沿いの小貝浜緑地で地元ボランティア団体が公園里親になり、地域を挙げて景勝地にふさわしい公園づくりに参加している。</li> <li>・ 伊師浜海岸及び鵜の岬一帯は、県立自然公園の第2種特別地域・伊師浜集団施設地区に指定され、地域のボランティアや観光協会等が中心となって海岸清掃活動に取り組んでいる。</li> <li>・ 泉丘中学校、水木小学校では、生徒・児童が育てたハマギクの苗を水木浜に移植する活動を毎年実施し、地域と一体となって「はまぎくの里」づくりに取り組んでいる。</li> </ul> <div data-bbox="477 1301 890 1608" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="911 1312 1370 1417" data-label="Caption"> <p>国民宿舎 鵜の岬と伊師浜 自然景観と調和した海岸景観が眺望できる人気の高い宿泊施設。</p> </div> <p data-bbox="472 1610 820 1637">(国民宿舎 鵜の岬のHPより)</p>

(3) 基本的方向性3 「隠れた景観資源の発掘とネットワークの形成を図る」

関係市名	取り組み状況等
北茨城市	・陸前浜街道をコースとした歩く会などのイベントが、市や地元ボランティアを中心に定期的に行われている。
高萩市	・高戸山付近(標高36m)から高萩霊園・ささき浜までの起伏に富んだ約1kmの遊歩道が整備されており、切立った海食崖の遊歩道から眼下のささき浜や北茨城市方面の海岸線、太平洋の雄大な眺望が楽しめる万葉の道が整備されている。
日立市	・平成19年に十王町との合併を機に新しい日立市の魅力を紹介するため、日立市観光協会が主体となって県立自然公園を含む日立二十四景を制定し、広く市民にPRしている。

(4) 基本的方向性4 「調和のとれた美しい街並み景観をつくる」

関係市名	取り組み状況等
北茨城市	・北茨城市五浦地区景観形成方針の基本方針の1つに、「自然や歴史・文化との調和を基調とした都市の景観づくり」を掲げ、計画的なまちづくりに取り組んでいる。
高萩市	・平成6年、松岡地区の中でも最も優先的に整備が望まれる歴史的地区の路線とその沿道の環境整備を実施している。
日立市	<p>・日立市では、地域住民や各種団体等のボランティア活動による道路の空き缶やゴミ収集・除草及び清掃、街路樹の簡易な剪定、緑地帯の維持管理等を行う日立市道路里親制度を設け、市民が美しいまちづくりに取り組んでいる。現在、15団体が市と協定を結び環境美化活動を行っている。</p> <p>・日立駅前開発地区において、良好な都市景観の創出のための官民一体となって都市デザインがなされ、街の玄関口となる駅前広場の整備や中心商業地、業務地の良好な景観形成が行われている。</p> <p>・近年、日立市新都市広場を中心に約20万個のイルミネーションで冬の夜空を飾る「ヒタチスターライトイルミネーション」が開催され、新しい日立市の冬の風物詩として夜の都市景観形成に大きく貢献し、期間中は県内各地から多くの人々が訪れている。</p>

(5) 基本的方向性5 「景観形成への意識の醸成」

関係市名	取り組み状況等
北茨城市	<p>・毎年7月に実施している市民ボランティアの海岸清掃を契機に、景観に対する関心が高まっている。</p> <p>・5月30日の「ゴミゼロ」の日にあわせて、大津港漁港付近、下桜井海岸付近、小野矢指海岸付近を中心に市民参加による海岸清掃を行っている。</p> <div data-bbox="453 548 868 857" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="911 600 1372 786" data-label="Caption"> <p>市民参加による海岸清掃活動 5月30日の「ゴミゼロの日」、海水浴場シーズン前に市民参加・企業ボランティアによる海岸清掃活動を実施。</p> </div>
高萩市	<p>・松岡陣屋があった下手綱集落や松岡地区において、江戸時代の城下町風情を活かした「お屋敷通り」の街並み整備が進み、現在、地域を挙げての清掃活動や郷土の歴史を学び、語る勉強会を定期的に開催している。</p>
日立市	<p>・市では平成15年に「公園里親制度」を設け、現在、24団体が市と里親協定を結び、市と協働しながら公園の維持管理や自然観察会等のボランティア活動に取り組んでおり、市民のまちづくりへの関心は非常に高い。</p> <p>・日立市の「赤羽緑地を守る会」が公園の管理運営、市立泉丘中学校が海岸清掃等のボランティア活動が積極的に行われ、その活動を評価され、数々の顕彰を受賞している。</p> <p>・市内の多くの企業・事業所が環境社会貢献活動の一環として、従業員や市民参加による海水浴場やその周辺の海岸清掃活動に取り組んでいる。</p> <p>市民活動の主な受賞歴</p> <div data-bbox="475 1518 1385 1960" data-label="List-Group"> <p>赤羽緑地の顕彰実績（受賞歴）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度の毎日新聞社主催「毎日・ふるさとの主張コンクール」「ふるさと優秀賞」受賞</li> <li>・平成16年茨城県うるおいのあるまちづくり顕彰事業「まちづくりグリーンリボン賞」受賞</li> <li>・平成18年「手づくり郷土賞」国土交通大臣賞を受賞</li> </ul> <p>泉丘中学校の顕彰実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年「海の日」に、水木浜の海岸清掃活動により、海事関係功労者国土交通大臣賞を受賞</li> </ul> </div>

## 第6章 県北海岸・渓谷エリアの広域景観に係る景観計画の策定等

### 1 景観法に基づく取り組みの必要性

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、景観形成の理念や国等の責務を定めるとともに、具体的な景観形成の手法として、景観計画の策定や景観地区の指定など良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置などを定めた我が国で初めての景観についての総合的な法律である。

関係市が広域景観の形成に取り組む場合にも、基本的には景観法を活用した取り組みが中心になると想定される。

### 2 景観計画の策定

#### (1) 景観計画に定める事項（法第8条第2項）

景観計画の策定は、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るために、景観に関する種々の方針及び具体的制限事項等を一体として定めるなど、景観法を有効に活用するために最も基本的な施策である。

具体的には、「景観計画区域」などを必須事項として定め、これらに加えて、必要に応じて、「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」等を選択して定めることが可能である。

景観行政団体が景観計画を定めることにより、景観計画区域内における建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導が可能となる他、景観重要建造物・樹木の指定や景観上重要な公共施設の整備が可能となる。

#### （景観計画に定める事項（法第8条第2項））

必須事項	選択事項
景観計画区域 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（指定の対象がある場合に限る）	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 景観重要公共施設の整備に関する事項 景観重要公共施設の占用等の基準 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 自然公園法の許可の基準

(2) 景観計画に定めることにより可能となる取り組み等

1) 景観計画に定める必須事項と可能となる取り組み

景観計画に定める事項	可能となる取り組み等
景観計画区域（法第8条第2項）  良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導が可能となる。</li> <li>（建築物等の形態意匠，高さ，壁面の位置・建築物の敷地面積等から勧告が可能）</li> <li>・形態意匠については，特定届出対象行為を条例に定めることにより，変更命令が可能となる（命令違反代執行，罰則）。</li> </ul>
景観重要建造物及び樹木の指定の方針（法第8条第2項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物及び樹木の指定が可能。指定により，現状変更の規制，原状回復命令，管理協定の締結が可能となる。</li> </ul>

(2) 「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」については，政令で定める基準に従い，下記の事項を定めるとされている（法8条第3項）。

法第8条

3 前項第三号の行為の制限に関する事項には，政令で定める基準に従い，次に掲げるものを定めなければならない。

(1) 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは，当該条例で定めるべき行為

(2) 次に掲げる制限であって，第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの

ア. 建築物又は工作物(建築物を除く。以下同じ。)の形態又は色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。)の制限

イ. 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度

ウ. 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度

エ. その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限

2) 景観計画に定める選択事項と可能となる取り組み(法第8条第2項)

景観計画に定める事項	可能となる取り組み等
屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観行政団体である市町村は、県条例で定めるところにより、屋外広告物条例の制定等が可能になる。</li> <li>(注) 景観計画に左記の事項を定めるかどうかに関わらず、条例の制定等が可能となる。</li> </ul>
景観重要公共施設の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の各管理者は、景観重要建造物の整備を景観計画に即し行う義務が生じる。</li> <li>・景観計画に位置づけられた景観重要道路については、円滑な交通の確保に該当しない場合でも、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」に指定が可能となる。</li> </ul>
景観重要公共施設の占用等の許可基準であって、良好な景観の形成に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の占用等の許可基準に、景観計画に定められた良好な景観の形成の観点からの基準が加わる。</li> </ul>
景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画区域内の農業振興地域について、市町村(景観行政団体ではない。)は景観農業振興地域整備計画を定めることができる。景観農業振興地域整備計画を定めることにより、農地法及び農業振興法の特例等が認められる。</li> <li>(注) 景観計画に左記の事項を定めるかどうかにかかわらず、景観区域内においては整備計画を定めることが可能となる。</li> </ul>
自然公園法の基準であって、良好な景観の形成に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法の許可基準に、景観計画に定められた良好な景観の形成の観点からの許可基準が加わる。</li> </ul>

(3) その他の景観法上の主な制度

1) 景観地区の指定

市町村((注)景観行政団体でない)は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画としての「景観地区」を定めることができる。景観地区は、都市計画の手法を活用するため、建築物の形態・意匠、高さ、敷地面積などについて、より積極的な規制が可能となる。

なお、工作物についても、条例を定めることにより、同種の規制が可能となる。

景観地区に定める事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法8条3項1号及び3号(必須)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・法8条3項1号:地域地区の種類,位置及び区域</li> <li>・法8条3項3号:面積及び景観地区の名称</li> </ul> </li> <li>・建築物の形態意匠の制限(必須)</li> <li>・建築物の高さの最高限度又は最低限度(選択)</li> <li>・壁面の位置の制限(選択)</li> <li>・建築物の敷地面積の最低限度(選択)</li> </ul>
景観地区の定めによる規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形態・意匠については、景観法の建築等計画の認定制度の対象</li> <li>・高さ等については、建築基準法の建築確認の対象</li> </ul>

2) 景観協定の締結

景観計画区域内の一団の土地所有者及び借地権者は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定(景観協定)を締結することができる。

締結事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観協定の目的となる土地の区域(「景観協定区域」)</li> <li>・良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち必要なもの</li> <li>・建築物の形態意匠に関する基準</li> <li>・建築物の敷地,位置,規模,構造,用途又は建築設備に関する基準</li> <li>・工作物の位置,規模,構造,用途又は形態意匠に関する基準</li> <li>・樹林地,草地等の保全又は緑化に関する事項</li> <li>・屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準</li> <li>・農用地の保全又は利用に関する事項</li> <li>・その他良好な景観の形成に関する事項</li> <li>・景観協定の有効期間</li> <li>・景観協定に違反した場合の措置</li> </ul>
協定の効力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告のあった後に、景観協定内の土地所有者等となった者に対しても、効力が及ぶ。</li> <li>・隣接地であっても、景観協定の一部として定めることも可能(後日,簡単な手続きで協定に参加できる)。</li> </ul>

(4) 一体的に検討することが必要な関連施策

景観計画では、地域の状況に応じて景観に関する他の施策(都市計画,建築基準,屋外広告物,緑地関係,公共施設,文化的景観など)に関する事項について、景観形成の観点

から横断的，かつ一体的に検討して，総合的な施策を推進することが望ましい。

一体的に検討することが必要な関連施策

項目	内容	連携
都市計画	・高度地区，風致地区，地区計画，景観地区等の都市計画手法の積極的な活用	・景観計画等景観法に基づく措置との互いに補完や役割分担
建築基準	・建築条例，総合設計，一団地認定，連担建築物設計制度適用に当たっての景観上の配慮等	・建築基準法に基づく各種規制誘導措置との連携
屋外広告物	・景観の阻害要因となりうる屋外広告物の規制誘導	・屋外広告物行政との連携
緑地関係	・重要な景観資源である緑地や樹木の保全，都市緑化の推進	・緑関係行政との連携
公共施設	・公共施設は景観上重要な要素の一つ	・景観計画への位置付けによる公共施設担当部局との連携
文化的景観	・景観計画区域又は景観地区内から重要な文化的景観を選定	・文化財保護行政との連携

### 3 県北海岸・溪谷エリアの広域景観形成のための景観計画の策定

#### (1) 広域景観形成推進における基本的な考え方

県北海岸地域を一体的な景観エリアとして捉えた上で、関係市が連携協調の下に、それぞれの景観計画を策定するなど、広域景観形成に取り組むことが望ましい。

良好な景観の形成に当たっては、地域地区の実情を把握し、住民に最も身近な行政団体である市町村の役割が重要である。特に、景観法の制定により、市町村も景観行政団体となって、景観計画の策定等景観法を活用した景観形成が可能となったことから、広域景観形成においても、各市町村が他の関係市町村と連携協力の下に、景観法を活用した景観づくりに取り組むべきである。

特に、県北海岸地域の広域景観については、中心となる景観資源が3市にまたがる海岸景観であり、代表的な視点場は古くから地域を代表する景勝地として知られた場所であり、広域景観形成のために景観法の活用にあたっては、3市が連携して一体的な海岸景観エリアとして捉え、関係市が連携して景観計画を策定することが望ましい。

#### (2) 県北海岸地域の広域景観形成のための景観計画の策定

##### 1) 景観区域の範囲

市全域を景観区域とするのが望ましい。

保全・活用すべき景観資源が景観行政団体全域に存在することが多いことから、景観行政団体が景観計画を定める際の景観区域の範囲は、全域とすることが一般的である。

県北海岸地域についても、景観資源が関係市全域に存在していることから、関係市が景観計画を策定する場合には、それぞれの市が市全域を景観区域とすることが望ましい。

関係市においては、県北海岸地域の広域景観だけでなく、他の景観資源を保全・活用するため、景観計画を策定することが想定される。

## 2) 良好な景観の形成に関する方針

基本的方向性を踏まえ、地域の実情に応じた方針を策定することが望ましい。

関係市が、景観計画に「良好な景観の形成に関する方針」を定める際には、広域景観形成のための基本的な方向性を踏まえ、それぞれ地域の実情にあった方針を検討する必要がある。

なお、他の景観行政団体の景観計画においては、景観計画区域を景観特性により区分し、その区分した地区毎に、景観形成の方針を定めている事例も見られる。

県北海岸地域の広域景観形成のためにも、関係市が全体の区域の他に県北海岸地域に限定した方針を定めることも有効である。

## 3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

### 届出対象行為

地域の特性・実情に応じ、適切な規模の行為を届出対象行為として設定すべきである。

景観法においては、建築物等の規模等に関係なく全ての行為が届出対象となっている（法 16 条 1 項）ことから、法 16 条 7 項 11 号の適用除外の規定に基づき、地域における景観の特性又は実情を踏まえ、適切な規模の行為を届出対象とすべきである。

その際、景観区域全域は、大規模な建築物、工作物のうち、一定の高さ又は面積を超えるものを届出の対象とし、歴史的景観地区のように重点的に景観形成を図る地区では小規模な建築物の増改築、塀や壁の色彩・材料等についても届出の対象とするなど、地区の景観特性により届出対象となる面積等の差を設けることも考えられる。

### 規制又は措置の基準（大規模建築物等の景観形成基準）

#### 形態・意匠、高さ、色彩等の基準

- ・ 海岸等の眺望景観の保全等のため
- ・ 歴史的街並みの保全等のため
- ・ 調和の取れた都市景観形成のため

地域の実情に応じ、適切な基準を設定

### 【参考】法 16 条 3 項及び法 17 条 1 項の規定

#### 法 16 条

- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出

をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

法 17 条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。

#### 景観形成基準を設定する際の留意事項

##### ア 県北海岸地域の眺望保全のための範囲の考え方

県北海岸地域の広域景観を形成するためには、最も重要な景観資源である海岸への眺望を保全するための基準をどのように設定するかが重要である。

景観計画に届出対象行為の範囲及び規制等の基準を定める際には、重要な視点場を設定して視点場から見た良好な景観の形成のための行為の制限の範囲・基準を設定して検討することも有効である。

このような眺望景観に関する考え方の代表的な事例として、岩手山の眺望に対して、市域全域に共通する景観形成基準や景観形成地域の地域毎に建築物等の行為における高さ、形態、意匠及び色彩等の形成基準を定めている盛岡市の事例や富士山の眺望景観に対して形成基準を定めている静岡県の例がある。

##### イ 具体的な基準設定

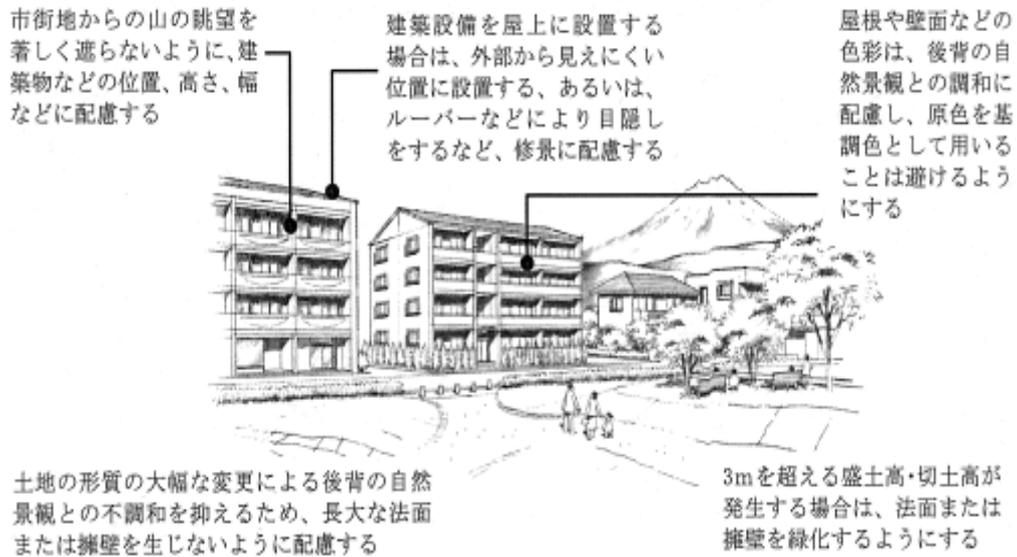
高さの基準とは異なり、形態・意匠等についての景観形成基準については、具体的な数値基準を示すことは困難であるが、その場合であっても、可能な限り、住民・事業者に分かり易い基準設定に努めるべきである。

その際、他県においては、イメージ図を活用して建築物の高さ、形態・意匠などの規制・誘導に関する事項を住民等に周知している事例がある。

なお、色彩に関しては、カラーチャート(数値)などにより、具体的な基準を示すことは可能である。

【参考】景観計画による大規模建築物の形態・意匠などの規制・誘導事例

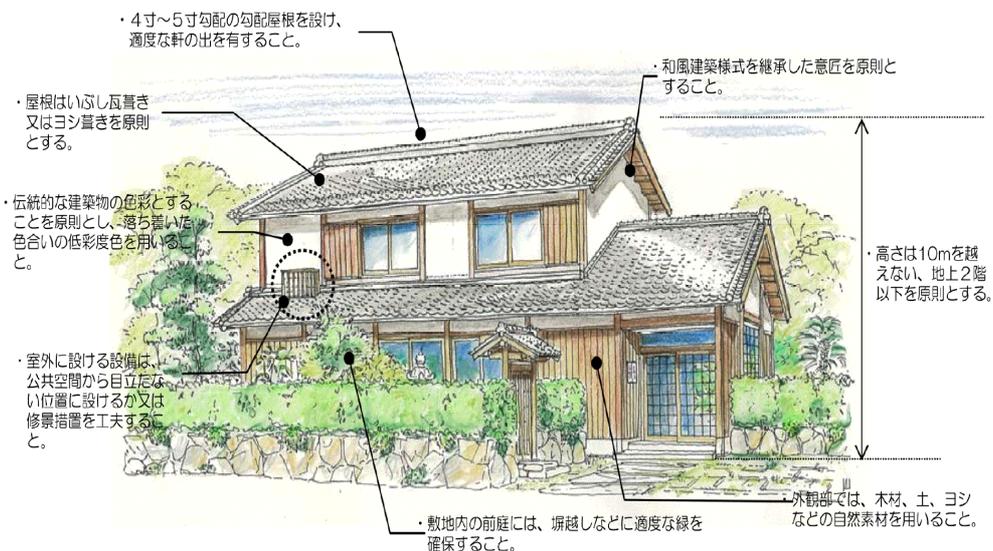
※2 景観形成の主要な基準のイメージ



出典：新静岡県景観形成ガイドライン（H18.3）

【参考】景観計画による標準的な建築物の形態・意匠などの規制・誘導事例

基準A-2：旧集落地区-2（中之庄、北津田、島、船木、南津田、白王（王ノ浜））



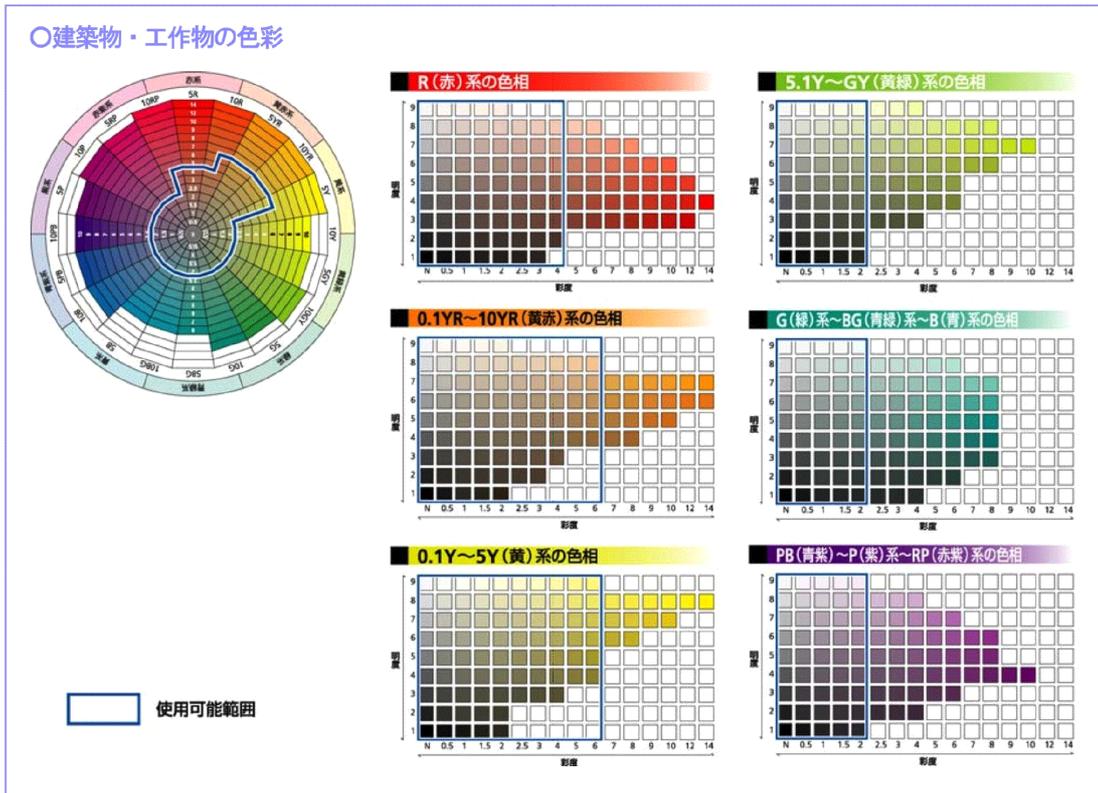
出典：近江八幡市水郷風景計画（H17.9）景観法に基づく第1号の景観計画

【参考】色彩に関する行為の制限（数値で示す）の事例

【行為の制限】

対象	制 限								
<p>建築物及び工作物</p>	<p>建築物及び工作物の外観の色彩の制限は、次の表のとおりとする。ただし、建築物若しくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物若しくは工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4a7ebb; color: white;">使用する色相</th> <th style="background-color: #4a7ebb; color: white;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4以下とする。</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	0.1R～10R	4以下とする。	0.1YR～5Y	6以下とする。	上記以外の色相	2以下とする。
使用する色相	彩度								
0.1R～10R	4以下とする。								
0.1YR～5Y	6以下とする。								
上記以外の色相	2以下とする。								
<p>擁壁</p>	<p>擁壁（石又は粗面ブロックにより築造されるものを除く。）は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体の過半を直接露出させない処理を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。</p>								

■行為の制限の解説



出典：小田原市景観計画（H17.12） 景観法に基づく市域全域を対象とした景観計画第1号

## 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

地区内の歴史的な街並み等に存在する景観上重要な建造物・樹木を保存するため必要に応じ、指定基準に留意しながら、適切な方針を定める。

3 市には、高萩市松岡地区に代表されるように、各地に歴史的にも価値の高い建造物、構造物等が残っており、これらの建造物等は良好な景観形成のためにも重要であることから、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定することにより適正に保存していく必要がある。

なお、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定するためには、景観計画に景観計画に景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針を定める必要がある。

景観重要建造物の指定の基準(法施行細則 6 条及び 11 条)

- ・ 地域の自然，歴史，文化等からみて，建造物の外観（樹容）が景観上の特徴を有し，景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ・ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

### 【参考】先進事例に見る景観重要建造物等の指定基準

つくば市景観計画における指定方針	水戸市景観計画における指定方針
<p>1 景観重要建造物の指定の方針</p> <p>市は、地域の自然，歴史，文化等から見て，建造物の外観が景観上の特徴を有し，地域の良好な景観を形成する上で重要な建造物について，景観重要建造物に指定できるものとします。</p> <p>景観重要建造物は，道路その他の公共の場所から容易に望見されるものとします。</p> <p>【想定される景観重要建造物】</p> <p>地域の歴史・文化を継承する象徴的な建造物                      景観上の特に優れた特徴を有する建造物                      地域のシンボリックな存在であり，市民に広く親しまれる建造物</p>	<p>(1)指定の方針</p> <p>指定に当たっては，次の視点により候補を選定することとします。</p> <p>優れたデザインを持ち，地域のランドマークとなっているもの                      地域の良好な景観形成の規範となるもの                      市民に親しまれ，愛されているもの                      (以下省略)</p>

景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可の基準に関する事項

自然や歴史的な街並みと一体となった良好な景観を形成したい場合には、必要に応じ、良好な景観形成のための整備に関する事項及び占用等の許可の基準に関する事項を定める。

基本的方向性である「調和のとれた沿道景観をつくる」、又は「歴史を感じる事ができる街並みを守り、活かす」ためには、景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項を定めることにより、景観に配慮した道路整備等に努める必要がある。

景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合には、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。



高萩市松岡地区の景観に配慮した街具類  
歴史的街並みと調和した意匠デザイン、色彩等の外灯分電盤



高萩市松岡地区の景観に配慮した案内板  
県指定文化財である穂積家住宅の案内板は、歴史的な建物との調和に配慮

景観計画の定め方の例

	整備に関する項目	内容
整備に関する事項	道路の舗装について	<p>一義的・定量的な基準例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料は自然素材（御影石又はそれに類するもの）を使用する。</li> </ul> <p>〔裁量的・定性的な基準例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道のまちなみを引き立てるような材料及び色彩とする。</li> </ul>
	照明柱,標識・信号柱,横断防止柵,車止めについて	<p>一義的・定量的な基準例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲から突出するような意匠を避け,色彩をダークブラウン（マンセル値 10YR2.0/1.0）とする。</li> </ul> <p>裁量的・定性的な基準例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲から突出するような意匠を避け,落ち着いたきのある色彩とする。</li> </ul>
	植栽及び街路樹について	<p>一義的・定量的な基準例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街路樹は地区のシンボルである「サトザクラ」とする。</li> </ul> <p>裁量的・定性的な基準例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街路樹は沿道のまちなみを引き立てる花や紅葉の美しい樹種を採用する。</li> </ul>
	案内サイン・ベンチ等 ストリートファニチャーについて	<p>一義的・定量的な基準例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内サイン・ストリートファニチャー類は高さを 1.5m 以下とし,自然素材を使用する。</li> </ul> <p>裁量的・定性的な基準例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内サイン・ストリートファニチャー類は沿道のまちなみと調和する規模とし,街並みと調和したデザインの配慮を行う。</li> </ul>
占用等の許可基準に関する例	バス停留所の上屋,電話ボックス,電線共同溝地上機器について	<p>一義的・定量的な基準例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲から突出するような意匠を避け,色彩はダークブラウン（マンセル値 10YR2.0/1.0）とする。</li> </ul> <p>裁量的・定性的な基準例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲から突出するような意匠を避け,落ち着いたきのある色彩とする。</li> </ul>